

原告 荒井 晴彦 外1名
被告 絲山 秋子 こと 西平 秋子

証拠説明書 (1)

2009年 7月14日

東京地方裁判所民事部 御中

原告訴訟代理人弁護士 柳 原 敏 夫

1、書証(甲1~11)

甲号証	標 目 (原本・写の別)	作 成 年月日	作成者	立 証 趣 旨	備考
1	脚本「やわらかい生活」	写 2004.3	原告荒井晴彦	原告荒井晴彦が脚本「やわらかい生活」の著作者であること。	
2	'06年鑑代表シナリオ集	写 2008.2.6 発行	編集 原告 社団法人シ ナリオ作家 協会	・甲1が「06年鑑代表シナリオ集」に選考されたにもかかわらず、被告の拒否により収録できなかった事実。 ・上記事実について、原告シナリオ作家協会の当時の理事長加藤正人及び映画評論家の寺脇研氏の論評	
3	'07年鑑代表シナリオ集	写 2009.2.20 発行	同上	・甲1が「07年鑑代表シナリオ集」に選考されたにもかかわらず、被告の拒否により収録できなかった事実。 ・上記事実について、映画評論家の寺脇研氏の論評	
4	小説「イツ・オンリー・トーク」(雑誌「文學界」2003年6月号所収)	写 2003.5 発行	被告	被告が小説「イツ・オンリー・トーク」の著作者であること。	
5	陳述書	原 2009.6.27	原告荒井晴彦	・甲1(脚本)の執筆経過。 ・映画「やわらかい生活」の製作過程 ・被告が甲1の「年鑑代表シナリオ集」掲載を拒否した問題に対する見解。	
6	陳述書	原 2009.6.27	脚本家 加藤正人	・原告シナリオ作家協会について ・年鑑代表シナリオ集について ・年鑑代表シナリオ集掲載拒否問題の経緯	

					・映画製作における脚本の重要性について
7	陳述書	原	2009.6.27	脚本家 井上正子	甲1を「'06年鑑代表シナリオ集」の収録作品のひとつに選考した年鑑代表シナリオ集編纂委員会の委員長として本件拒否問題に対する見解。
8	文案（ステューディオスリーから文藝春秋に対する、原作使用の申入れの文案）	写	2008.5.28	原告社団法人シナリオ作家協会	甲8の文案に基づいて、ステューディオスリーから文藝春秋に対し、甲1を「'07年鑑代表シナリオ集」に収録・出版したいので、原作使用契約第3条5項に基づき許諾の申入れをした事実。
9	文案（ステューディオスリーから文藝春秋に対する、原作使用の再度の申入れの文案）	写	2008.11.中旬	同上	甲9の文案に基づいて、ステューディオスリーから文藝春秋に対し、《甲8の申入れに対する回答がないので、再度、回答の依頼を行ない、もし拒否の場合にはその理由を文書にて回答いただきたい》旨申入れした事実。
10 の1、 2	劇場映画用「やわらかい生活」の脚本の出版利用に関する質問状 その配達証明書	写 原	2009.3.13	原告荒井晴彦 原告社団法人シナリオ作家協会	原告両名の名で、文藝春秋に対し、甲1の「'07年鑑代表シナリオ集」収録・出版に対する被告の拒否が原作使用契約第3条5項但書の「一般的な社会慣行並びに商習慣等に反しない」理由を書面で2週間以内に回答するよう依頼した質問状を送付したこと。
11	経過年表	写	2009.7.12	原告代理人 柳原敏夫	本件紛争に関する経過を年表としてまとめたもの。

以上